

農地法第４・５条の規定による許可申請【営農型太陽光発電】

■農林水産省が公表する「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」が設けられました。ガイドラインに沿って農地転用申請を行ってください。

許可申請書及び添付書類一覧 締切日：原則毎月１０日（１０日が閉庁日の時は翌開庁日）

○申請書 様式3－1（法第4条）：1部 様式3－3（4・5条共通）：1部 様式3－2（法第5条）：1部 ○添付書類：1部 ※証明関係書類等は、申請日前3ヶ月以内		
住民票抄本	譲受人又は譲渡人が市外居住者の場合	
法人登記事項証明書	定款又は寄付行為の写しでも可	
土地の全部事項証明書	（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可） ※所有者の住所と現在の住所に相違がある場合、それをつなぐ書類を添付 ※甲区欄に所有権移転請求権保全仮登記及び差押等がされている農地については、「仮登記・差押等の抹消」または「同意書・承諾書等」を添付。（場合によっては、同意書・承諾書等へ印鑑証明書の添付を求めることもあります。）	
土地改良区意見書等		
資金証明（設置費）		
残高証明（撤去費）		
公図（写）	（インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可） 東西南北の隣接地が記載されているものを添付し、申請地を赤枠で明示。 東西南北の隣接地には所有者・登記地目・面積を記入。	
土地利用計画図（配置図）	作成日、作成者、作成者の印をお願いします。	
支柱部分の求積図	作成日、作成者、作成者の印をお願いします。	
営農型発電設備の設計図	① パネルの枚数や大きさ ② 支柱の構造、高さ、間隔、本数 ③ パネルの間隔 ④ 変電設備や電柱等、営農型太陽光発電設備に附帯する施設の設置場所を記載	
設置費と撤去費の見積書（写）		
太陽光パネル等カタログ		
下部農地における営農計画書	下部農地における栽培計画や収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書 （別紙様式例第1号）	
下部農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類	下部農地における営農への影響の見込み（別紙様式例第2号） 根拠書類（次に掲げるいずれかの書類） ①伊勢崎市において栽培する農作物の収量及び品質に関するデータ （例えば、試験研究機関による調査結果等） ②必要な知見を有する者の意見書（別紙様式例第3号） （例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等） ③先行して営農型太陽光発電の設置に取り組んでいる者の事例 （伊勢崎市内において行われているものに限る） ※伊勢崎市で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物を栽培する場合 知見を有する者の意見書（別紙様式例第3号）のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 a. 申請者自ら又は第三者に委託して伊勢崎市内で試験的に実施した栽培の実績 b. 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という）の根拠を含む栽培理由書（別紙様式例第4号）	
地域の平均的な単収を示す書類		
撤去費用を負担することの誓約書	（別紙様式例第5号）※営農者と設置者が異なるとき	
栽培実績及び収支報告書の提出に係る誓約書	（別紙様式例第6号）	
近隣の苦情対応の誓約書		
営農者からの太陽光を設置することの同意書	※営農者と設置者が異なるとき	
誓約書	作物の減収保障、許可取消の対応	
FIT認定を必要とするもの	経済産業省の事業計画認定通知書の写し	
FIT認定を必要としないもの	売電業者と小売電気事業者の電力売買契約書の写し	自己託送制度を利用する場合を除く
	小売電気事業者を営もうとする者の登録通知	
	特定送配電事業者との接続契約書の写し	
	一般送配電事業者からの「託送供給の承諾のお知らせ」	自己託送制度を利用する場合は添付
	事業スキームの説明資料	
位置図	1/20,000程度 伊勢崎市ホームページ内の地図情報システムから都市計画地図を印刷したものでも可	
案内図	付近状況図	
委任状		
確認書	行政書士が書類作成の場合	
その他参考となるべき書類		

（裏面あり）

◎押印は、申請書欄及び捨印。法人の申請は「実印」。

◎証明書類等は、原本の提出が必要です。

(原本還付を受けたい場合は、提出時に写しとともに 原本を持参し、確認を受けてください。)

【注意事項】

農地の権利を取得して、営農型太陽光発電設備を設置する場合、農地の権利の取得のための農地法第3条の許可を受けて所有権移転を完了させた後、営農型太陽光発電に係る一時転用許可の申請をすること。

お問い合わせ先

伊勢崎市農業委員会事務局
伊勢崎市役所 北館3階
農地係 0270-27-2783 (直通)